

新市建設計画登載事業の事業費配分について

○地域事業の事業費配分額の算出方法

1. 地域事業費の設定

合併後 10 年間の総事業費（一般財源ベース）804 億円のうち、共通事業の事業費を 238 億円とし、残りの 566 億円を地域事業の事業費とする。

2. 配分基準額の算出

(1) 566 億円からコミュニティ・プラザ整備に係る均等額分 13 億円を控除し、残りの 553 億円を各市町村に配分する。

(2) 地域事業の事業費 553 億円の 6 割を標準財政規模、3 割を人口、1 割を市町村税により按分する。

3. 配分基準額の調整

(1) 財政調整基金

各市町村の財政調整基金のうち、それぞれの標準財政規模の 5% を超える積立額を、配分基準額に加算する。

(積立額が 5% に満たない場合は、配分基準額から控除する。)

(2) 起債償還額

各市町村が合併前に借り入れた人口一人当たりの地方債の償還額と 14 市町村全体の人口一人当たりの地方債の償還額を比較し、過不足額を配分基準額に加算または控除する。

(3) その他

・退職手当組合の脱退清算金を 13 町村で調整する。

・ 2 (1) で控除した 13 億円を 13 町村の配分基準額に加算する。

○地域事業の事業費配分額

(単位：億円)

市町村名	配分額	市町村名	配分額
上越市	316.2	頸城村	39.6
安塚町	21.2	吉川町	18.7
浦川原村	13.6	中郷村	22.7
大島村	12.3	板倉町	26.9
牧村	13.2	清里村	10.4
柿崎町	29.1	三和村	22.7
大潟町	26.3	名立町	4.4
		合計	577.3